

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成21年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

記

和解について

処分理由

滞納法人の代表者より、滞納金の支払方法等について早期に和解により解決したい旨の申入れがあり、市においても和解により解決することが適切であると判断し、早期に和解することについて、急施を要したので専決処分したものの。

専決第5号

和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年10月30日

芦屋市長 山中 健

記

1 相手方

2 事件名 神戸地方裁判所尼崎支部
等請求事件

信託契約取消

3 事件の概要

相手方 (信託委託者) は、本市に対し、平成8年度からの市税の滞納があり、再三の督促・納付催告にもかかわらず、まったく納付する意思を示さず、一方で、同社が尼崎市南塚口町に所有する商業ビル(土地及び建物)を平成19年7月31日に相手方 (信託受託者) に信託し、登記名義を同人に移した。

この信託を市税の滞納処分を逃れるための詐害行為に当たるとし、信託財産の登記名義を滞納者である信託委託者に戻すため、平成21年7月30日に神戸地方裁判所尼崎支部に、詐害行為取消権に基づく信託契約取消等請求の訴えを提起した。

4 和解条項

(1) 滞納税の確認

相手方 は、芦屋市に対して、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税の各未納額、督促手数料、延滞金について総合計18,197,510円の滞納があることを認める。

(2) 滞納税の支払

ア 相手方 は、芦屋市に対し、滞納税の内金14,229,110円を下記のとおり支払う。

(ア) 合意と同時に、現金500万円を手交する。

(イ) 合意と同時に、滞納税の内金9,229,110円の支払のため、小切手58通(額面合計9,229,110円)を手交する。

イ 相手方 は、小切手の支払を一度でも遅滞した場合は、期限の利益を喪失し、既払い金を控除した残金及び本税残金に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで地方税法所定の延滞金を支払う。

ウ 小切手の支払が遅滞なく全て履行された場合は、滞納税等の内、延滞金部分の残金3,968,400円を免除する。

(3) 担保権の設定

は、同人が所有する自宅不動産につき、芦屋市の相手方 に
対する債権を被担保債権として抵当権を設定する。

(4) 抵当権の設定についての承諾

は、相手方 が芦屋市内に所有する不動産一切につき、平成22年度以降平成26年度までに発生する固定資産税、都市計画税、これらの延滞金の内、未納分の支払を担保するため、同人が所有する自宅不動産に抵当権を設定することを承諾する。

(5) 取下げ

合意後、芦屋市は、速やかに相手方
被告とする信託契約取消等請求事件及び相手方
分命令申立事件を取り下げる。

及び相手方 を
を債務者とする不動産仮処